

## 第9章 下水道

下水道経営課、下水道整備課

### 第1節 下水道事業会計

#### 1 下水道事業会計

本市の下水道事業は、「公共下水道事業」と「農業集落排水事業」の2つの事業による整備を概ね完了し、建設の時代から改築更新を含めた維持管理・経営の時代へ移行している状況にある。

このような中、「経営基盤の強化」と「財政マネジメントの向上」に取り組む必要があることから、経営状況と財政状態を明確化するため、平成28年4月1日から「下水道事業特別会計」と「農業集落排水事業特別会計」に地方公営企業法の一部（財務規定等）を適用し、「下水道事業会計」として企業会計方式に移行した。

#### 2 収入・支出

##### (1) 収益的収入及び支出

収 入			支 出		
科 目	決算額	構成比	科 目	決算額	構成比
	円	%		円	%
下水道事業収益	8,587,634,434	100.0	下水道事業費用	7,693,604,251	100.0
営業収益	5,180,787,717	60.3	営業費用	6,247,030,195	81.2
営業外収益	3,381,771,607	39.4	営業外費用	1,389,091,060	18.1
特別利益	25,075,110	0.3	特別損失	57,482,996	0.7

※ 収益的収入及び支出は、使用料や施設管理費など、主に経常的な維持管理に関する収支である。

##### (2) 資本的収入及び支出

収 入			支 出		
科 目	決算額	構成比	科 目	決算額	構成比
	円	%		円	%
下水道事業資本的収入	2,305,085,039	100.0	下水道事業資本的支出	5,237,705,278	100.0
企業債	521,200,000	22.6	建設改良費	1,290,877,616	24.6
他会計出資金	985,619,000	42.7	企業債償還金	3,946,827,662	75.4
他会計負担金	208,854,000	9.1			
分担金及び負担金	365,628,517	15.9			
協力金	273,522	0.0			
国庫補助金	223,510,000	9.7			

※ 資本的収入及び支出は、企業債や建設改良費など、主に下水道施設の建設に関する収支である。

## 第2節 公共下水道の制度

### 1 受益者負担金制度

公共下水道事業の建設費は国や県の補助金及び市税等で賄っているが、利益を受ける方は公共下水道ができた地域に限られる。そこで公共下水道の利益を受ける方に建設費の一部を負担していただくのが受益者負担金制度である。

本市では、昭和39年度に公共下水道第1期事業の計画が策定され、建設大臣に事業認可申請を行い、都市計画法（旧法）第6条第2項の規定に基づき受益者負担金制度を採用した。

その額は全事業の1/6、坪当たり235円が適当とされ、建設大臣に省令の公布申請を行い、昭和41年1月25日建設省令第1号として、平塚都市計画下水道事業受益者負担に関する省令が公布された。その後、都市計画法の規定に基づき、昭和47年3月27日に条例に変更した。

平成13年度に市街化区域の公共下水道事業（第1期～第5期）がほぼ全域整備されるのに伴い、新たに市街化調整区域の一部を第6期事業として、公共下水道事業の整備が始まった。この事業は、地方自治法の規定に基づく分担金として条例の一部改正を行い、平塚都市計画下水道事業受益者負担金及び下水道事業分担金条例が平成13年4月1日に施行され、基本負担金を1平方メートル当たり366円と定めた。

### 2 下水道使用料制度

本制度は、昭和48年度から実施しており、第8回目の改定を平成19年度（平成20年4月1日施行）に実施した。その算出は3年間の維持管理費、市債元金償還金及び市債利子を試算し、これを基本とし使用料単価を次のとおり設けている。

（単位 円）

月 間 排 水 量				使 用 料	
8立方メートル以下（最低基本水量）				1月当たり	662
9立方メートル以上 25立方メートル以下				1立方メートル当たり	99
26	〃	50	〃	〃	102
51	〃	100	〃	〃	118
101	〃	200	〃	〃	122
201	〃	300	〃	〃	138
301	〃	500	〃	〃	150
501	〃	1,000	〃	〃	168
1,001	〃	3,000	〃	〃	185
3,001	〃	5,000	〃	〃	203
5,001	〃	10,000	〃	〃	222
10,001	〃	15,000	〃	〃	247
15,001	〃	20,000	〃	〃	265
20,001	〃	25,000	〃	〃	284
25,001	〃	30,000	〃	〃	303
30,001立方メートル以上				〃	321

また、使用料の納入については、平成15年度から神奈川県企業庁と事務委託に関する協定を結び、水道料金と下水道使用料を神奈川県企業庁が一括して徴収する「上下水道料金一括納付制度」を実施し、よりよい市民サービスの向上に努めている。

### 3 下水道運営審議会

下水道条例に基づき、下水道運営審議会規則が制定され、市議会議員 2 人、学識経験者 3 人、排水設備を設置すべき者又は使用者 6 人の合計 11 人が委嘱されている。

諮問事項としては公共下水道の使用料、その他市長が下水道の運営管理について必要と認める事項であり、平成 28 年度は 2 回開催した。

### 4 公共下水道排水設備責任技術者及び指定工事店の登録

排水設備責任技術者登録者数は 761 人、指定工事店の登録数は 395 件となっている。(市外含む) 責任技術者の登録要件は、神奈川県下水道協会が実施する排水設備工事責任技術者試験の合格者及び更新講習会修了者であり、本市の平成 28 年度の状況は、合格者が 4 人、更新講習会修了者は 32 人であった。指定工事店は専属の責任技術者を 1 人以上置くことになっている。

### 5 資金貸付あっせん制度

下水道水洗化普及促進のため資金貸付あっせん制度を当初の事業期より設けている。これは排水設備の設置及び水洗化の工事費について、一定基準に基づき、市が市内の金融機関へあっせんして貸付けが受けられる制度であり、利息を市が負担するものである。

これは 1 種（自家自住）と 2 種（自家自住以外）があり、貸付あっせん額は 200 万円以内で、返済金は月 3 千円以上、返済期間は最高 50 か月（ただし 2 種は最高 25 か月）である。

### 6 助成金制度

市の資金貸付あっせん制度を利用しないで、排水設備の設置及び水洗化の工事を行った者に対して交付している。助成金を受けることができる条件は、建物の所有者が住んでいる建物(自家自住)に限り、助成額は工事費に対し一律 25,000 円である。平成 28 年度は、17 件に対し助成した。

### 7 合併処理浄化槽の補助金交付制度

生活系排水からの水質汚濁を防止し、公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道及び農業集落排水処理施設の整備が将来にわたって行われない区域内に、合併処理浄化槽を設置する者及び設置した浄化槽を適正に維持管理している者に対し、その費用の一部を補助する制度である。

#### (1) 設置費補助

合併処理浄化槽の設置にかかった費用で人槽ごとに、5 人槽 33.2 万円、7 人槽 41.4 万円、10 人槽 54.8 万円の補助をしている。

#### (2) 維持管理費補助

合併処理浄化槽の法定維持管理（法定検査・保守点検・清掃）にかかった費用の 1/2 を補助している。平成 28 年度は、217 基分に対し、404.4 万円を補助した。

### 8 平塚市下水道事業環境整備基金

相模川流域下水道右岸処理場等の下水道施設周辺の環境整備事業を円滑に進めるため、平塚市下水道事業環境整備基金を設置している。

### 第3節 公共下水道の整備

本市の公共下水道事業は、昭和39年12月23日建設省告示第3509号で第1期事業の認可を受けた後、事業区域の拡大と整備を進めている。また、近年頻発する集中豪雨に対応するために「平塚市総合浸水対策基本計画」を平成26年度に策定し、重点対策地区（短期・中期）を定め、緊急かつ効率的に浸水被害の軽減を図っている。

現在の整備状況は、次のとおりとなっている。

#### 1 公共下水道の整備状況（汚水）

事業期	着手年度	事業地域	事業認可面積 (ha)	整備面積 (ha)				面積 整備率 %
				S39～H26	H27	H28	計	
第1期 (右岸合流)	S39 (1964)	平塚駅中心	382.48	369.65	0.00	0.00	369.65	96.6
第2期 (右岸分流)	S49 (1974)	馬入工業団地周辺	277.51	277.51	0.00	0.00	277.51	100.0
第3期 (右岸分流)	S53 (1978)	1期及び2期の西側 地域（一部工業地域）	675.54	675.11	0.00	0.26	675.37	100.0
新田 (左岸分流)	S61 (1986)	相模川の東地域	11.40	11.40	0.00	0.00	11.40	100.0
第4期 (右岸分流)	S62 (1987)	渋田川以東の残地域	715.75	715.75	0.00	0.00	715.75	100.0
第5期 (右岸分流)	H2 (1990)	渋田川以西地域	1,024.21	1,014.31	0.00	0.00	1,014.31	99.0
ツインシティ (右岸分流)	H27 (2015)	ツインシティ大神地 区土地区画整理地内	68.40	0.00	0.00	0.00	0.00	0.0
小計			3,155.29	3,063.73	0.00	0.26	3,063.99	97.1
第6期 (右岸分流)	H12 (2000)	市街化調整区域	460.95	421.57	0.23	0.17	421.97	91.5
小計			460.95	421.57	0.23	0.17	421.97	91.5
計			3616.24	3485.30	0.23	0.43	3485.96	96.4

#### 2 公共下水道普及状況

平成29年3月31日現在

区分	行政人口 (A)	整備区域人口 (B)	処理人口 (C)	水洗化人口 (D)
人口	257,109	250,531	250,531	243,497
普及率		(B)/(A) 97.44%	(C)/(A) 97.44%	(D)/(A) 94.71% (D)/(C) 97.19%

※行政人口は住民基本台帳人口

整備区域人口は公共下水道整備済み区域内人口

処理人口は供用開始公示済み区域内人口

水洗化人口は宅内排水設備の公共下水道への接続人口

### 3 工事執行状況

年度	期別	排水面積 (ha)		管渠延長 (m)	備考
		年間執行分	執行割合 (%)		
S39 ～ H27	1期	369.65	96.65	111,597.00	
	2期	277.51	100.00	28,073.22	
	3期	675.11	99.94	176,370.48	
	新田	11.40	100.00	1,340.76	
	4期	715.75	100.00	151,490.76	
	5期	1014.31	99.03	297,486.65	
	6期	421.80	91.51	86,374.90	
	ツインシティ	0.00	0.00	0.00	

年度	期別	排水面積 (ha)		管渠延長 (m)	備考
		年間執行分	執行割合 (%)		
H28	1期	0.00	0.00	49.00	管渠延長は自費施工分を含む。 排水面積は市施工による新設工事に伴う増加量。
	2期	0.00	0.00	585.57	
	3期	0.26	0.03	246.38	
	新田	0.00	0.00	0.00	
	4期	0.00	0.00	169.21	
	5期	0.00	0.00	592.89	
	6期	0.17	0.03	230.66	
	ツインシティ	0.00	0.00	0.00	
計	1期	369.65	96.65	111,650.54	資産整理により、過去に布設した管渠の延長が修正されたため、H27の管渠延長にH28の管渠延長を加えた数値になっていません。
	2期	277.51	100.0	27,981.33	
	3期	675.37	99.97	175,793.13	
	新田	11.40	100.00	1,336.37	
	4期	715.75	100.00	150,994.85	
	5期	1014.31	99.03	296,512.82	
	6期	421.97	91.54	86,092.15	
	ツインシティ	0.00	0.00	0.00	

### 4 平成28年度管渠築造

施工箇所等 枝線	整備内容			
	汚水延長 m	備考	雨水延長 m	備考
富士見町地区	63.70	φ200	62.40	φ250
大原地区			104.60	φ1000(総合浸水:重点対策地区)
南原地区			83.10	φ600
片岡地区	59.70	φ200	70.40	φ250
真田地区	15.00	φ200		
須賀地区			331.10	φ400～φ500, □1000×1000～□1100×1100 (総合浸水:重点対策地区)
横内地区			197.00	□500×500～□1300×600 (総合浸水:重点対策地区)
計			848.60	

## 第4節 公共下水道の管理

本市の下水道施設の整備状況は、平成28年度末において、ポンプ施設として東部ポンプ場、馬入貯留管ポンプ場、久領堤貯留管ポンプ場、桜ヶ丘ポンプ場、撫子原ポンプ場、山下ポンプ場、馬入ポンプ場、長持ポンプ場、東豊田工業団地ポンプ場及び徳延ポンプ場の10箇所が供用開始されている。また、管渠施設は合流管111,650.54m、汚水管738,710.65m、雨水管339,246.88mが整備されており、毎年増大するこれら施設の保守管理を常に行うとともに、管渠等しゅんせつ、管渠内調査、水質検査及び水量測定等を実施し効率的活用を図っている。

### 1 管理状況及び業務内容

#### (1) ポンプ施設

ポンプ施設名	排除方式	管理方法	業務内容
東部ポンプ場	合流	委託	各施設の運転管理及び日常の維持管理
馬入貯留管ポンプ場	合流	委託	
久領堤貯留管ポンプ場	合流	委託	
桜ヶ丘ポンプ場	分流(汚水・雨水)	委託	
撫子原ポンプ場	分流(雨水)	委託	
山下ポンプ場	分流(雨水)	委託	
馬入ポンプ場	分流(雨水)	委託	
長持ポンプ場	分流(雨水)	委託	
東豊田工業団地ポンプ場	分流(雨水)	委託	
徳延ポンプ場	分流(雨水)	委託	

#### (2) 管渠施設

事業区分	28年度実績
管渠等しゅんせつ	7,521m
管渠内調査	0m
水質検査	58事業場
水量測定	21処理分区
台帳作成	9.5km

## 第5節 農業集落排水の整備

本市の農業集落排水事業は、農業用排水路施設の機能維持、生活環境の改善、合わせて公共用水域の水質保全に資するため実施されている事業である。また、事業は、平成14年6月より資源循環統合補助事業へと汚泥の有効利用による環境型社会の構築といった目的が加えられ、汚泥の処理計画も含まれている。このように地域の特性を活かし、生活環境を向上させ、循環型社会の構築のため処理施設から出る汚泥を堆肥化して利用するなど、環境にやさしい社会の構築に効果的である。また、平成18年3月31日付けで内閣府より地域再生計画認定第4号を取得し「自然との共生をめざした環境づくり」の中で農業集落排水事業を進め、平成22年5月1日に土屋地区、平成24年5月1日に吉沢地区を供用開始し、平成27年度に農業集落排水事業の整備が完了した。

整備状況は、次のとおりとなっている。

1 農業集落排水の整備状況

事業地区	土屋地区			吉沢地区			計	
	1期事業	2期事業	計	1期事業	2期事業	計		
着手年度	H18	H22	計	H19	H23	計	計	
整備延長	H18	3,135.6	3,135.6			0.0	3,135.6	
	H19	801.8	801.8	3,101.4		3,101.4	3,903.2	
	H20	3,148.5	3,148.5	3,776.5		3,776.5	6,925.0	
	H21	1,204.7	1,204.7	1,376.0		1,376.0	2,580.7	
	H22		4,262.0	4,262.0	724.0	724.0	4,986.0	
	H23		2,339.0	2,339.0	127.0	1,052.0	1,179.0	3,518.0
	H24		1,143.8	1,143.8		2,002.7	2,002.7	3,146.5
	H25		1,680.0	1,680.0		1,550.0	1,550.0	3,230.0
	H26		1,498.0	1,498.0		2,385.0	2,385.0	3,883.0
	H27		571.7	571.7		656.3	656.3	1,228.0
計	8,290.6	11,494.5	19,785.1	9,104.9	7,646.0	16,750.9	36,536.0	

第6節 農業集落排水の管理

本市の農業集落排水施設は、土屋浄化センター、吉沢浄化センターの2箇所が供用開始されている。また、管渠施設は土屋地区19,785.1m、吉沢地区16,750.9m、計36,536.0mが整備されており、これら施設の保守管理を常に行うとともに、管渠のしゅんせつ等を実施し効率的活用を図っている。

1 管理状況及び業務内容

(1) 浄化センター

浄化センター名	排除方式	管理方法	業務内容
土屋浄化センター	汚水	委託	各施設の運転管理及び日常の維持管理
吉沢浄化センター	汚水	委託	

(2) 管渠施設

事業区分	28年度実績
管渠等しゅんせつ	0m
台帳作成	1.3km